

安全の手引き

目 次

I はじめに

II 防犯の手引き

- 1 防犯の基本的な心構え
- 2 当地の犯罪発生状況等
- 3 防犯のための具体的注意事項
- 4 犯罪（被害者・加害者）に巻き込まれた場合の対応
- 5 交通事情と事故対策
- 6 緊急連絡先

III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 平素の心構え・準備
- 2 緊急時の行動
- 3 緊急事態に備えてのチェックリスト

IV 終わりに

付録 緊急時に役立つ「ロシア語」

在サンクトペテルブルク日本国領事館連絡先

領事班 電話 +7-812-336-7673

メール ryoji@px.mofa.go.jp

I はじめに

サンクトペテルブルク市は、人口約522万人を有するモスクワに次ぐロシア第二の都市であるとともにロシアの文化・学術の中心地となっています。市内中心部は世界遺産に指定され、夏の白夜の時期には各国からの観光客で賑わいを見せます。社会・治安情勢は、ロシア国内全体から見れば比較的安定していますが、一般犯罪の人口10万人あたりの認知件数は、日本ワースト1地域の統計と比較して約2倍から3倍と依然高い数値を維持しており、殺人や強盗、武器や麻薬の押収事案等、日常生活を脅かす危険な犯罪は日々発生しており、治安は決して良好とは言えません。

海外においては「自分の身は自分で守る」ことが基本となります。サンクトペテルブルクに滞在される皆様の手助けとなるよう、防犯に関する注意事項をまとめましたので御活用願います。

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 自分の身は自分で守る

当地の治安情勢は良好とは言えず、頼るべき治安機関も言葉の壁以外にも問題点が多く、日本のように迅速・的確な対応は期待できません。海外において犯罪の被害に遭わないためには何よりも、「自分と家族の身は自分達で守る」という心構えが最も重要かつ基本となります。

(2) 予防こそが最良の危機管理

犯罪から生命や身体、財産を守るための特効薬はなく、平素から防犯意識を堅持することで危険を事前に回避するよう心掛ける必要があります。暗がりや人通りの少ない場所、若者がたむろする場所など、それぞれの場面に応じて「もしかしたら」という気持ちを忘れず、常に自分の周りの動きに気を配り、背後から極端に近づいてくる人がいないか、後方を振り返り安全を確認しながら歩行するなど、常に危険を自分の周りから排除する気構えを保持することが重要です。

(3) 安全のための三原則の徹底

被害のリスクを最小限にするためにも安全の三原則、「目立たない」「行動のパターン化を避ける」「用心を怠らない」を心掛けてください。

(4) 当地の治安関係情報の入手

当地の治安情勢，事件・事故の発生状況，対日感情，危険地域など，幅広い情報が得られるよう邦人同士のネットワークを構築するとともに，入手した情報を自分なりに分析して日常の行動に役立ててください。

これらの情報は総領事館から皆様方へ領事メールにより発出している「安全上のお知らせ」などや日本国外務省の海外安全ホームページ，大使館及び総領事館のホームページでも確認することが出来ます。

2 当地の犯罪発生状況等

(1) 一般犯罪発生状況

国家統計庁が発表した2016年1月から12月におけるサンクトペテルブルク市及びレニングラード州の犯罪認知件数は52,351件，前年比92.7%と減少傾向です。罪種別認知件数では，殺人及び同未遂212件（前年比104.4%），重度傷害430件（同88.3%），強姦及び同未遂69件（同93.2%），強盗505件（同71.9%），略奪2,220件（同88.4%），窃盗20,636件（同91.2%），詐欺2,544件（同94.0%），麻薬不法取引13,821件（同101.7%）などとなっています。しかし，被害未届けや未遂も多いと考えられるため，実際の発生件数はさらに多いと思われるます。

(2) テロ対策

ロシアでは，これまで主に北コーカサス地方（ダゲスタン共和国，チェチェン共和国等）においてテロが頻発していましたが，治安機関による掃討作戦により同地域武装勢力のテロ活動は減少しています。しかし，ロシア内務省の発表によれば，テロ的性質をはらんだ犯罪や過激主義による犯罪は増加傾向にあるとのことです。また，近年，世界の様々な地域において，テロ事件が発生し，特に繁華街，観光地，公共交通機関などのソフトターゲットに対し，イスラム過激派組織によるテロやこれらの主張に影響を受けた者によるテロ等が発生しています。ISILは，ロシアによるシリアでの空爆に対する報復としてロシア国内でのテロを重ねて呼びかけており，2016年11月には，サンクトペテルブルクでも，真偽不明ながらショッピングセンター等のソフトターゲットを対象に無差別テロを計画していたとされるISIL関係者と見られる者らが拘束されています。今後，テロ等が発生する懸念もあり，さらに十分な注意を払う必要があります。

無差別テロの特徴として，少ない労力で最大の被害を狙うため，人が大勢集まる場所（公共交通機関施設，観光地，劇場，レストラン等）や時間（ラッシュ時，イベント開催時，週末の夜，休日の日中等）を狙います。テロ被害に遭

わないための一般的配意事項として、常日頃から治安情報にも目を向け、危険な場所にはなるべく近づかず滞在時間もできるだけ短くし、周囲の不審者（不自然な厚着、挙動不審で目立つ等）や不審物件（所有者不明な荷物、放置物等）に注意を払い近づかない、速やかにその場を離れるなどの用心を怠らないことが必要です。

また、実際に、テロ・爆発事件に遭遇した場合に被害を最小限に抑えるため、例えば次の諸点を心がけることをお勧めします。

<予防措置>

- 退避ルートを確認する。
- 隠れられる場所を確認する。
- 常に周囲の状況に注意を払い、不審者や不審物を見かけたら速やかにその場を離れる。

<対処法>

- その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとる。
- 頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避する。

（３）誘拐対策

サンクトペテルブルク市では、邦人を対象とした誘拐事件は発生していませんが、地元住民等が対象の民事や犯罪絡みの身代金目的誘拐事件は時折発生しています。

この種事件の防犯対策としては、住居の警備対策をはじめ、出勤・帰宅時を含む移動時の安全対策を確立することが最も重要であり、安全のための三原則「目立たない」「行動のパターン化を避ける」「用心を怠らない」を徹底し、隙を見せないことが肝要です。

（４）邦人被害の事件

２０１６年中、当館では２２件の邦人被害事件を把握しています。これら被害の多くは路上や公共交通機関でのスリ被害ですが、強盗事件も２件発生していますので、外出の際は十分注意願います。特に、地下鉄や路線バス等の公共交通機関において窃盗被害に遭う危険性が高いことから、できるかぎり利用は控えることをお勧めします。

《邦人被害多発場所》

- ア 地下鉄構内や路線バス、トロリーバス等の公共交通機関内
- イ ネフスキー大通り上
- ウ エルミタージュ美術館内
- エ 血の上の救世主教会付近

オ イサク聖堂付近

カ レストラン、カフェ等の飲食店内や各種商業施設出入口付近

(5) 強盗、スリ、ひったくりに対する防犯対策

地下鉄、路線バス、トロリーバス等の公共交通機関内やネフスキー大通り、観光名所、各種商業施設からの出入時等において突然犯罪グループに取り囲まれ、身動き出来ない一瞬の間に貴重品を奪われるという手口の被害が多く発生しています。具体的には、地下鉄車両内においてドアが閉まる瞬間に犯人がカバンをひったくりホームに飛び降り逃走する手口、観光名所では物売りを装って接近し油断している間に貴重品をスリ盗る手口による被害が多く、特に注意が必要です。

《被害防止のための配意事項》

- (ア) 犯罪集団による取り囲みを未然に防止するため、人混みの中では定期的に後方を振り返ったり、周囲の状況を十分確認し警戒を怠らないようにする。
- (イ) 財布の出し入れに際しては、周囲の状況を十分確認するとともに、財布等貴重品の保管場所を容易に悟られないよう注意する。
- (ウ) 物売りに近寄られても相手にせず、周囲の状況にも注意しつつ素速くその場から立ち去る。
- (エ) リュックサックや肩掛け鞆等を所持していると狙われ易いので、常に自分の視界に入る位置で抱えて持ち、ファスナー等の異常の有無を定期的に確認する。
- (オ) 地下鉄に乗車する際は、混んでいる乗降口は避けてできるかぎり周囲の人が乗車するのを確認後、最後に乗車する。
- (カ) 路線バスやトロリーバス等の公共交通機関に乗車する際は、できるかぎり混雑した車両は避けると共に、停留所においては周囲の人の立ち位置に注意し、特に前方をふさぐ者がいないか、取り囲むように不自然に立つ者らがないかなど周囲の状況を十分確認し警戒を怠らないようにする。また、乗車中はできるかぎり着席するか窓を背にして乗車口の方を向き、不審な者らが乗車してこないか、取り囲んだり、極端に接近している者らがないかなど警戒を怠らないようにする。

(6) 警察官からの職務質問

警察官が身分確認のためパスポートの提示を求めるのは犯罪を予防するための正当な職務行為ですが、残念ながら、警察官の中には財布の中まで提示を求め賄賂を要求する者もいます。また、偽警察官の出没に関する情報もあるため、この種事案に遭遇した場合には、財布の提示や支払いを拒否するとともに、可能な限り警察官の氏名、階級、所属、服装、人相、使用している車両番号等に

ついて確認し総領事館へ御連絡願います。また、これら確認用の「警察官に対する提示メモ」を当館ホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居の選択について

生活の基盤となる住居に不安を感じていては本来の滞在目的に支障をきたすこととなります。住居の選択は安全を最優先に検討されることをお勧めします。

ア 留学生の場合

防犯対策が整備された学生寮に入居されることをお勧めします。ご自身で住居を探される方もいますが、家主が滞在登録を行わず、学校側とトラブルになったケースや、一般のアパートをルームメイトと共同で借りた際、家賃の支払いを巡るトラブルが生じたケースもあります。ご自身で住居を探される場合は、大家が滞在登録等の手続きについて知識・経験があり、且つ防犯意識を持っているか、また、アパートを共同で借りる場合には、家賃の支払い方法や契約書の有無等、必要事項については事前に把握しておく必要があります。

イ 長期滞在者の場合

住居の外観や部屋数だけでなく、立地条件（犯罪多発地域でないか）、入口や駐車場の管理人がいるか、非常の際の避難口が複数箇所あるか、カメラ付きインターホンがあるか、二重扉か、窓枠に鉄格子があるかなど、セキュリティ面のチェックが最重要となります。

街灯があり夜でも視認性が良く、24時間体制で警備員が常駐している物件は安全性が高いと言えます。また、契約前に大家の人柄を知ることも重要です。

店舗、ミニホテルやホステル等の不特定多数が出入り可能な施設が入り、それら施設と階段等が共用されている雑居ビルへの入居は、たとえ常駐の管理人や警備員がいても防犯上好ましくないため、できる限り避けてください。

ウ 防犯上の注意事項

- (ア) アパート1階の共同出入口から中に入る前に、一旦振り返り見知らぬ人が近づいていないのを確認してから中へ入る。
- (イ) エレベーターは他人とは一緒に乗らない（エレベーター内の強盗が発生しています）。
- (ウ) 住居の玄関の鍵は、外出する時はもちろんのこと、在宅している時でも確実に施錠する。
- (エ) 住居が上階であっても窓やベランダを開放したまま外出しない。
- (オ) 訪問者に対しては必ずドア越しに用件を確かめ、不審な訪問者に対しては明確に拒否する。
- (カ) 共用ドアが設置された区画の一部に居住する場合、共用ドアにおける来訪者の確

認徹底を隣人にも申し入れる。

(2) 外出時における一般的注意事項

海外での外出は様々な危険が伴うことを常に意識し「自分の身は自分で守る」という気構えを忘れず行動してください。

- ア 必要な場面を除いて、パスポートと査証の写しを携帯し、パスポート原本は携帯しない。
- イ 夜間の単独行動は避け、できるだけ複数人で外出する。
- ウ 貴重品は必ず身体に装着し、現金は少量ずつ分散しリスク軽減に配慮する。
- エ セカンドバッグ等はできるだけタスキ掛けに装着し、バッグ本体を手で押さえる。
- オ 人混みの中や店頭等で買い物の支払いをするときは、周囲に財布の中身を見られないよう注意する。
- カ レストラン等で上着を脱ぐときには、上着のポケットから貴重品を取り出ししておく。
- キ 集団でたむろするグループ（特にスキンヘッド、フーリガン風の集団など）を見かけたら近づかない。
- ク 夜間の地下鉄やバスなどの利用や地下道や暗い道の通行は出来る限り避ける。
- ケ 自家用車の車内には貴重品を残さず確実に施錠し、可能であれば防犯装置を設置する。
- コ 通行人に声を掛けられても安易に話に乗らない。
- サ タクシーを利用する場合、無許可タクシー（いわゆる白タク）は使用しない。
- シ 交差点等で信号待ちをしている時や地下鉄で乗車待ちをしている時は、建物や壁を背にして背後に回り込まれないよう注意する。
- ス 街頭でロマ人や子供の集団から物乞いされても相手にしない。
- セ 目立つ服装は避け、外出先での派手な行動は慎む。
- ソ 携帯電話を携行し家族や知人、友人等に外出先を事前に知らせておく。

(3) 生活面での注意事項

ア 近隣者との関係

隣人と機会ある毎に挨拶・会話を交わし、良好な関係を築くことは防犯上有効です。しかし、隣人の全てが善人とは限りませんので、警戒心は常に保持することを忘れないでください。

イ 訪問者対策

訪問者に対しては、容易にドアを開けず、ドアスコープやインターホンで訪問者を目で確認し、身分や訪問目的を確認してください。知人であっても非常

識な時間の訪問の時は十分注意してください。また、来訪者に対しては事前にアポイントを取るよう依頼しておくのも大事です。

ウ 使用人対策（運転手・メイドなど）

一般公募よりも、信頼できる人から紹介を受け、ご自身で面接をしてから決めることをお勧めします。使用人を雇用した後、コミュニケーションを取るとは大切ですが、隙を見せてはいけません。貴重品や現金を不用意に放置することは危険です。また、家人が注意を怠らなくても、使用人が不用意で警戒心がなければ警備対策上全く意味がありません。使用人には防犯意識を持たせるよう指導する必要があります。

エ 家族対策

安全対策については家族で共通の意識を持つことが大事です。機会ある毎に安全について話し合い、お子様に対しても防犯意識を持つよう指導する必要があります。

オ 電話・郵便物

自宅の電話番号・住所等は信頼できる人にもみ通知することをお勧めします。電話が掛かってきた時は、こちらから名乗らず、最初に相手から話させるとある程度電話の相手を推測することができます。送り主に見覚えがない郵便物は不用意に開封せず、送り主が判明してから開封することが賢明です。

4 犯罪（被害者・加害者）に巻き込まれた場合の対応

（1）被害者となった場合

自分自身がいくら注意していても避けることが出来ない事件、事故もあります。不幸にして犯罪や事故に巻き込まれた場合には身体の安全を第一に考えて冷静・沈着に行動し、被害の拡大防止や被害回復のため、次の点に心掛けてください。

ア 警察署への届出

付近の警察官、緊急電話「02」で警察へ通報するほか、主な幹線道路に設置されている「警察直通ボタン」（青色の押しボタンで「ПОЛИЦИЯ（警察）」と表記されている）で管轄の警察署と連絡を取ることも出来ます。「警察直通ボタン」は犯罪の多い地域に設置されており、スリやひったくり被害の多いネフスキー大通りには3, 18, 24, 30, 35, 76, 93, 108, 111, 160, 163, 184番地付近の建物の外壁に設置されています。

また、宮殿広場、空港、ペトロパブロフスク要塞等の観光名所に設置されている市観光センター（「i」のマークを掲げたツーリストインフォメーション、英語・ロシア語対応）では、犯罪被害の支援として被害概要のアンケート作成と管轄警察署への連絡を行っています。

イ 盗難被害時の措置

- (ア) パスポートや身分証明書、クレジットカード等再発行を必要とするものが盗まれたときには警察署で盗難証明書（スプラーフカ）を発行してもらう必要があります。
- (イ) クレジットカードが盗まれたときは、できる限り速やかにカード会社へ盗難の連絡を行い、使用停止の手続きを行ってください。
- (ウ) 負傷を伴う被害を受けたときは手当てを優先して速やかに病院で診察を受け診断書を受領してください。傷害保険の請求手続きや警察への届出の際に必要となります。

ウ 総領事館への通報

事件、事故に遭遇した場合は総領事館へご連絡、ご相談ください。

(2) 加害者となった場合

事件の加害者となり警察に逮捕、拘禁された場合は、総領事館への通報を警察官に要請してください。（1966年の日ソ領事条約に基づき、ロシア側は日本人を逮捕した場合には日本側に3日以内に通報する義務があります）。

5 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

- ア サンクトペテルブルクでは、市民の自動車保有率が急増する一方で、駐車場の数が少ないことや、交通関連施設が未整備なことから、平日は日中から夕方にかけて道路が渋滞します。公共交通機関は、地下鉄、バス、トロリーバス等があり、特に混雑する時間帯はスリ被害に遭う可能性がありますので、利用の際は十分に注意が必要です。
- イ タクシーを利用する場合は、一般人が自家用車を使用し低料金でタクシー行為を行う、いわゆる「白タク」は利用しないでください。「白タク」の利用者が殺害されたり、運転手から睡眠薬が混入した飲み物を渡され気を失った際に強盗の被害に遭うなどの事件が発生していますので、必ず正規のタクシーを利用してください。しかし、正規のタクシーも運転手によっては料金をごまかされる場合もあるので、乗車前に料金を確認する必要があります。

(2) 交通事故対策

当地では、自動車優先の意識が根強く残っており、また多くの歩行者が横断歩道のない幹線道路や赤信号の交差点を平然と横断するなど、交通事故の危険性が高いのが現状です。自動車を運転する方はもちろん、歩行者の方であっても、当地の交通事情の特質や危険性を十分認識するとともに、以下の点に注意してください。

ア 歩行者

前照灯や方向指示器が故障した整備不良車，高速で走行する車，信号無視をする車などが多いので，道路を横断する際は信号を守ることはもちろん，歩行者信号が青であっても注意深く安全確認を行ってから横断する。

イ 運転者及び同乗者

- (ア) 信号機が故障で点灯していない場合があるので，交差点を通過する際は他の車の動きに十分注意する。
- (イ) 路面電車が停車した際には乗降ドアが開き乗客が乗り降りするので，電車を追い抜かすことはせず一旦停止する。
- (ウ) 自動車保険には必ず加入する。
- (エ) 穴や陥没，段差等が多く，パンクや故障の原因となるため，注意深く運転する。
- (オ) 割り込み，交差点への強引な侵入，急ハンドル，スピード違反，信号無視等が日常的に行われている。日本とは交通事情が全く異なることを十分認識し，車間距離を十分取り，事故に巻き込まれないよう防衛運転を徹底する。

(3) 交通事故の対応要領

交通事故に遭った場合は，慌てることなく出来るだけ冷静に行動し，言葉の面で不安のある方は，通訳等を要請したり，勤務先に連絡を取るなど支援を要請してください。

ア 交通事故を起こした場合の対応

- (ア) 車はその場から移動させず，速やかに警察に連絡する。交通事故は過失の程度によって刑事責任や民事責任を問われることがあるので，その場で安易な示談交渉等に応じることなく，必ず警察官の臨場を要請する。
- (イ) 負傷者がいる場合は，救護し救急車を要請する。
- (ウ) 目撃者がいる場合は，警察官が到着するまでその場に待機してもらう，若しくは目撃者の氏名やパスポートデータ，電話番号等を記録し，後日，連絡がとれるようにしておく。
- (エ) 警察官に運転免許証と車両登録書を提示して，事故証明書を作成してもらう。証明書の内容が理解できない場合は，内容を確認するまでは署名せず，通訳を介して署名することを告げる。
- (オ) 加入している自動車保険会社へ事故の報告をして事故手続きをする。

イ 交通事故に巻き込まれた場合の対応

- (ア) 相手の住所，氏名，電話番号とともに車のナンバー，免許証の記載内容をメモしておく。
- (イ) 目撃者がいる場合は氏名，住所，電話番号等を聞いてメモしておく。
- (ウ) 警察に通報する。
- (エ) 負傷した場合は救護の措置を要請し，病院では診断書と支払いの領収書を徴収しておく。
- (オ) 保険会社に連絡する。

6 緊急連絡先

(1) 総領事館領事部 +7-812-336-7673

(2) 消防：01

(3) 警察：02

(4) 救急車：03

(5) 病院

AMC (American Medical Clinic&Hospital)

Nab.reki Moiki 78 Tel740-2090

HP <http://www.amclinic.com>

Euro Med Clinic

Suvorovsky Pereulok 60 Tel327-0301

HP <http://www.euromed.ru>

MEDEM

Marata Ulitsa 6 Tel336-3333

HP <http://www.medem.ru>

SOGAZ

Maraya Konyushennaya Ulitsa 8 Tel406-8888

HP <http://www.sogaz-clinic.ru>

(6) 内務省移住問題総局査証・滞在登録部門：714-7671

(7) 市観光情報センター：310-2822

(8) コール・センター（観光案内・各種トラブル）：300-3333

(9) 日本センター：326-2550

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

当地において、テロ、内乱、クーデター、自然災害、インフルエンザの流行等の緊急事態等が発生した場合には、当総領事館としても全力でその対応にあたりますが、そのような状況下では、各自が責任を持って自己の安全対策に万全を期するよう努力することが必要です。そこで当館では、そのような時に在留邦人の方が的確、迅速に対応できるよう以下の通り平素の心構えと必要な準備、緊急時の行動などについて必要な諸点をまとめました。在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に、緊急時には落ち着いて対処できるよう心がけてください。

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

- ア 在留邦人の方は在留届の提出を励行してください。在留届の提出は法律で義務付けられています。また、在留届に記載した連絡先（住所、自宅電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレスなど）に変更がある場合や、当地での滞在を終え、帰国、或いは他国・他地域へ転出される場合は速やかに当館に御一報ください。なお、在留期間が3ヶ月未満であっても在留届の提出は可能です。
- イ 緊急事態はいつ起こるか分かりません。緊急事態発生に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法につき予め決めておいてください。また、お互いの所在を平素から明確にするようにしておいてください。
- ウ 緊急事態発生の際には、当館よりEメールや電話を通じて、関連情報を提供するとともに必要な指示を行います。電話回線等が使用できない場合には、当館FM放送により必要な連絡を行うことがありますので、短波、FM受信可能なラジオ（電池の用意もお忘れなく）を備えておいてください。（なお、当館からの連絡は、周波数 97.6MHzにより行います。）
- エ 大規模な緊急事態が発生した場合、「外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）」の「オンライン安否照会システム」により海外から安否確認することが可能です（詳細は同サイト内「利用案内（http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/online.html）」をご参照ください）。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア 一時避難場所の検討

緊急事態発生時には、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近づかないように心がけてください。巻き込まれそうになった場合の一時的な避難場所（勤務先、学校等）及び同所への移動方法を事前に決めておくことが重要です。（外部との連絡が可能な場所が望ましい。）

イ 緊急時避難先

緊急事態の状況に応じて、当館より緊急時避難先である当館への避難につき連絡することがありますので、当館までの移動ルートについて、幾つかのケースを想定して検討してください。

(3) 携行品及び非常用物資の準備

- ア 旅券、現金、クレジットカード等や最低限必要な携行品は、直ちに持ち出せるよう保管しておいてください。
- イ 緊急時は一定期間自宅での待機が必要となることもありますので、非常用食糧（最低限10日分）、医薬品、燃料、ラジオ、懐中電灯等を準備してください。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態の発生，または発生するおそれのある場合に，総領事館は邦人保護に万全を期するため，情報を収集し，情勢判断及び対策をEメールや電話を通じ随時通報します。平静を保ち，流言飛語に惑わされたり，群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 情勢の把握

ア 緊急時には，テレビ，新聞，インターネットなどを活用し，緊急事態の推移や見通しなど情勢を把握するようにしてください。

イ 当館は，Eメールや電話を通じて，随時，関連情報を通知します。なお，これらの通信方法が不通の場合は，FM放送（周波数97.6MHz）にて情報を伝達します。

(3) 当館への通報等

ア 現場の状況のうち通報する必要があると認めたものは，随時，当館まで連絡をお願いします。そのような情報は在留邦人の方々への貴重な情報源となります。

イ 自分や自分の家族または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶか，または及ぶおそれのあるときは，迅速かつ具体的にその状況を総領事館へ連絡してください。

ウ 緊急事態発生の際には，お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。そのため，総領事館より在留邦人の方々にも種々の助力をお願いすることもあります。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し各自または派遣先の会社等の判断により，あるいは当館からの連絡により自発的に帰国，第三国へ退避する場合，その旨を当館へ通報してください。（当館への連絡が困難な場合は，日本の外務省海外邦人安全課等へ通報してください。）

イ 日本外務省より，「渡航延期」「退避勧告」の危険情報が発出された場合は，速やかに避難措置がとれるよう御検討ください。状況によっては，空路のほか，列車，バスなどの陸路，海上ルートを利用して退避する可能性もありますので，それらのルートについても事前に把握しておく必要があります。

ウ 事態が切迫し当館より退避または避難のための連絡を受けた場合には，緊急時避難先である当館に速やかに集結してください。その際，しばらくの間同避

難先で待機することも想定されますので、可能な限り非常用物資を持参するようお願いいたします。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にするようお願いいたします。

3 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認してください（6か月以下の場合には当領事館に再発給の申請をしてください）。

旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。下段に血液型（blood type）何型（A・B・O，RH＋・－）と記入してください。なお、当国における外国人登録証明書，滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしてください。出国許可や再入国許可（これら許可が必要な場合）は常に有効であるかを確認してください。

(2) 現金，貯金通帳等の有価証券，クレジットカード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします（国により通貨持ち出し制限がある場合があるので注意）。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税（これらが必要な場合）の用意も必要です。

(3) 自動車等の整備

- ア 自動車をお持ちの方は常時整備するよう心掛けてください。
- イ 燃料は十分入れておくようにしてください。
- ウ 車内には、常時、懐中電灯，地図，ティッシュ等を備え置きしてください。
- エ なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記（1）～（3）に加え次の携行品を備えて、すぐ持ち出せるようにしてください。

- ア 衣類・着替え（長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないもの、麻，綿等吸湿性，耐暑性に富む素材が望ましい。）
- イ 履き物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- ウ 洗面用具（タオル，歯磨きセット，石鹸等）
- エ 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備してください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクのほか、ミネラルウォーターを入れた水筒（大型が望ましい）を携行してください。

オ 医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石鹼、衛生綿、包帯、絆創膏

カ ラジオ

NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにしてください。）

キ その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）

IV 終わりに

この手引書が皆様のサンクトペテルブルクでの滞在に少しでもお役に立てれば幸いです。何かお困りことがあればお気軽に総領事館までお申し出ください。安全で有意義なご滞在となるようお祈りします。

付録

緊急時に役立つ「ロシア語」

○助けを求める表現

助けて！

Помогите! パマギーチェ!

危ない!

Осторожно! / Опасно! アスタロージュナ! / アパーズナ!

警察を呼んで!

Вызовите милицию! ヴィザヴィーチェ ミリーツィユ!

火事だ！

Пожар! Пажьяール!

消防車を呼んで！

Вызовите пожарную машину!

ヴィザヴィーチェ パジャールヌユ マシーヌ!

救急車を呼んで！

Вызовите скорую помощь!

ヴィザヴィーチェ スコールユ ポーマシ!

医者呼んで！

Вызовите врача! ヴィザヴィーチェ ヴラチャー!

急いで！

Скорее! スカレーイエ!

気を付けて！

Осторожно! アスタロージュナ!

日本国総領事館に電話してください

Позвоните в консульство Японии!

パズヴァニーチェ フ コンスリストヴォ イエポーニイ

○盗難に遭った時の表現

泥棒だ！

Вор! ヴォール!

部屋に泥棒が入った

Вор в квартире ヴォール フ クヴァルチーレ

強盗だ！

Грабёж! グラビョーシュ!

彼(彼女)を捕まえて！

Его (её) схватите! イエヴォ (イエヨ) スフヴァチーチェ

○気分・状態を伝える表現

負傷しました

Я ранен ヤー ラーニエン (女性: ヤー ラーニエナ)

病気です

Я болен ヤー ボーレン (女性: ヤー バリナー)

高熱がある

У меня высокая температура

ウ メニャー ヴィソーカヤ テンペラトウーラ

痛い

больно ポーリナ

お腹が痛い

Живот болит ジヴォート バリート

胸が痛い

Грудь болит グルーチ バリート

気分が悪い

Мне плохо ムニエ プローハ

日本語を話す医者はいますか

Есть врач, который говорит по-японски ?

イエスチ ヴラーチ カトールィ ガヴァリート パ イエポンスキ